

平成29年度版実施計画 策定における基本方向

企画課総合政策担当

1 策定の目的

実施計画は、本市のまちづくりの指針である「入間市総合計画」を構成する計画として、基本構想及び基本計画に掲げる目標達成に向けた事業計画として位置づけるもので、今回は平成29年度からスタートする「次期総合計画」で設定した政策・施策を実現するための計画として策定するものです。なお、今回から基本計画と並行して「中期財政計画」の策定を予定していることから、本計画では、これまで以上に歳入と歳出の均衡に配慮し、3か年の実施計画期間において歳入と歳出に乖離がない計画として調整を図っていくこととします。

各部署においては、限られた財源の中で真に必要な市民サービスを提供するとともに、将来を見据えた行政運営を行うために、重点的な施策を明らかにして事業の優先度を判断し、選択と集中の観点から事業の再編成を行うことについてご配慮願います。

2 策定の前提

- (1) 「総合計画」に各分野の「重点的取組」として位置づけられた施策の目標達成を優先します。
- (2) 「基本構想」の「計画の基本的視点」の実現に向けた取組を重視します。
- (3) 「総合計画」「行政改革計画」「公共施設等総合管理計画」等と併せて策定する「中期財政計画」との整合を図り、「歳入・歳出の乖離のない計画」とします。
- (4) 実施計画の査定結果は予算編成に反映されます。

3 策定の基本方針

(1) 事業構成

- ・個別事業調査で各課が提出した事業から、政策的・投資的な事業を選定し、実施計画事業として登録しました。
- ・「総合計画」事業と合わせて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「公共施設等総合管理計画」に基づいて実施する事業も対象事業として設定しています。

(2) 策定方向

- ・新たな「行政改革大綱」に基づく「実行計画」の推進に配慮し、各個別改革項目と改革効果額を踏まえた策定とします。
- ・歳入の減少傾向を考慮して歳入計画を重視し、歳入に合わせた歳出計画を策定します。
- ・社会経済その他の情勢変化に対応するため、毎年ローリング方式で見直しを図ります。
- ・中期財政計画との連動を図るため、事業選択の目安として、部単位で基本的な事業費枠を示します。

(3) 調整方向

- ・事業の目的、効果、適時性を確認するために所管課とのヒアリングを実施します。
- ・所管における施策の方向性と部目標との整合を確認するため、各部部次長とのヒアリングを実施します。
- ・必要に応じて現地調査を行うなど、実態把握に基づいて検討します。
- ・実現性を担保するため、組織、財政面との連携・調整に基づく計画策定を行います。

(4) 評価視点

- ・「総合計画」の「重点的取組」に位置づけられた施策に伴う事業、「計画の基本的視点」の重点的テーマの実現につながる取組を優先します。
- ・市民サービスの適正化を踏まえて、サービス向上に貢献度の高い事業を優先します。
- ・継続的な事業については、第5次総合振興計画の達成度評価や事務事業評価、決算評価等の検証結果により優先度を設定します。
- ・歳入の確保策が示される事業を優先します。

4 策定の対象範囲

(1) 歳入計画（歳入計画調書の作成）

歳入項目ごとに調書を作成し、できるだけ明確に算出根拠を記載してください。なお、厳しい財政状況を踏まえて積極的な歳入計画の計上をお願いします。

(2) 歳出計画（事業計画調書の作成）

歳出事業は、資料4「実施計画事業一覧表」に示した事業を計上してください。調書の作成にあたっては、積算内容と予算との関係性が明らかになるようご配慮ください。なお、登録事業以外の事業を計上する場合は、必ず企画課総合政策担当までご連絡ください。

5 実施事業の検討にかかる留意事項

当市の財政状況はますます厳しくなっており、投資的事業の実施や新たな政策を展開する余地は少なくなっています。事業編成にあたっては次の事項に十分ご配慮ください。

(1) 事業の必要性と効果

新たな「総合計画」の推進に必要不可欠な事業なのか、他で代替することが出来ないかの視点と、事業の実施によって得られる効果を想定し、事業構成を検討してください。

(2) 市民コンセンサスと適時性

事業の実施に市民のコンセンサスが得られるか、また、緊急性や他の事業との連携、連続性等を踏まえ、どの時点で実施すれば効果が得られるかを十分に検討し、実施事業を再度精査してください。

(3) 事業費の積算と確保

多額の費用を要する事業については、再度内容を検証して経費の節減を図るとともに、可能な限り正確に事業費を積算するよう願います。また、国・県等の補助金や交付金の活用を図るなど、事業費の確保に配慮してください。起債が活用可能な事業については、できる限り歳入として起債額を計上するよう、財政課と調整を行ってください。

(4) 計画ヒアリング

ヒアリング時には、主に上記事項に関する対応状況を中心に説明願います。

6 提出期限後の新規事業及び事業変更の取り扱い

実施計画調書提出締切り後の新規事業の提出は原則として認めません。ただし、調書提出後に生じた事由で計画外の事業が発生した場合や、事業計画等に変更の必要性が生じた場合は、企画部副参事（総合政策担当）と協議の上、対応を検討させていただきます。